川崎造船所職工各課代表八名ハ二十三日當局ニ對シ会社ニ於テ永留、山本両
取締役及工作部長ヲ会見要求条件全部ヲ容ルヽ能ハザルハ共ニ一条
ナリトモ容レラレタシト主張スル。ニシモ杉戸社長ハ岡崎ノ帰ル迄待タレタシトテ其ノ
要求ヲ拒絶セル然ラバ杉戸ハ長崎ヨリ帰ル迄何事カ条件ヲ附セラレタシト嘆
願シタルモ之又拒絶セラレタルヲ以テ然ラバ同盟罷業アルノミトテ一同退場シテ
引揚ゲタリ。
二十三日ノ[illegible]ハ市内各所ニ自衛軍ニ名ヲ以テ工作部職工有志ヨリト記
シタル出勤勧誘ノ宣伝ビラヲ撒布セルモノアリ、当方会社側ヨリ一切崩ノ為ナ
ナランモ未ダ甚ダ[illegible]ナリ。
二十三日[illegible]ニ出勤中止数三万[illegible]アル者[illegible]ナリ 二十五日ノ休業ニ
付テ両[illegible]ヲ為スヤ否ヤ果シテ決定シ居ラザルモ二十四日ニハ何レカ決
定発表スベシ。

當社は來る二十五日より平常の通り工場を開
く筈なるが現在の社則を守り誠實に就業の意
思ある向は各自其旨葉書又は手紙にて二十四
日迄に到着する様當社宛申出で相成度候萬一
二十五日迄に當工場の秩序恢復の見込なきと
きは止むを得ず當分の内引續き休業可致其際

ニテ神戸ハ方頃相呼応シテ最後迄戦フノ決心アルモノナリ